

# 福岡県公報

令和2年12月4日  
第157号

## 目次

### 告示(第905号-第923号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく告示による送達	(保護・援護課)	3
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく告示による送達	(保護・援護課)	4
○行政不服審査法第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づく告示による送達	(保護・援護課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7

## 公 告

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	10
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○建築士法第9条第3項に基づく免許の取消し	(建築指導課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	14
○遠賀川上流圏域に係る河川整備計画	(河川整備課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	14
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	17
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	17

(中小企業振興課) ……………17

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……………17

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) ……………18

○開発行為に関する工事の完了

(都市計画課) ……………18

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

(私学振興課) ……………18

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

(私学振興課) ……………19

○土地区画整理組合の解散の認可

(都市計画課) ……………19

**再 掲**

○家畜伝染病の発生

(畜産課) ……………19

○家さん等の移動禁止

(畜産課) ……………19

**正 誤**

○土砂災害警戒区域の指定の解除 (令和2年7月福岡県告示第621号)

中正誤 ……………21

○土砂災害警戒区域の指定の解除 (令和2年11月福岡県告示第865号)

中正誤 ……………21

**告 示**

**福岡県告示第905号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

築上郡築上町大字小原94から96まで、103、104、105の2、105の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件**

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第906号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成9年1月9日農林水産省告示第44号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第907号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成9年10月16日農林水産省告示第1550号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第908号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成7年2月20日農林水産省告示第269号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第909号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年1月16日福岡県告示第20号福岡都市計画道路事業3・5・80号吉塚松崎線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 施行者の名称

福岡市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業3・5・1-80号吉塚松崎線

## 3 事業施行期間

平成27年1月16日から令和8年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第910号**

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交

付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和2年12月19日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
現住所不明  
審査請求人 内堀 孝治
- 2 審査請求年月日  
平成30年9月28日
- 3 送達すべき裁決書の謄本  
令和2年9月28日付2保援第2715号

#### 福岡県告示第911号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和2年12月19日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
現住所不明  
審査請求人 内堀 孝治
- 2 審査請求年月日  
平成30年10月28日
- 3 送達すべき裁決書の謄本  
令和2年9月28日付2保援第2719号

#### 福岡県告示第912号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により次の者に送達すべき裁決書の謄本は、福岡県福祉労働部保護・援護課において保管しており、いつでも交付するので、その受領について申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、同条第3項の規定に基づき令和2年12月19日をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名  
現住所不明  
審査請求人 内堀 孝治
- 2 審査請求年月日  
平成30年12月21日
- 3 送達すべき裁決書の謄本  
令和2年9月28日付2保援第2721号

#### 福岡県告示第913号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 宮野
- 2 区域の所在地 朝倉市宮野字八坂、山ノ下
- 3 土地の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から14号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と14号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
朝倉市宮野字八坂	3131番	1号及び2号
	3147番	3号及び4号
	3125番	5号及び6号
	3136番	7号
	79番1	8号
	79番1地先水路敷	9号
	111番1	10号
	112番3	11号
	117番3	12号
	朝倉市宮野字山ノ下	178番1
176番地先水路敷		14号

**福岡県告示第914号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 大池町
- 2 区域の所在地 北九州市若松区大池町
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地 番	標柱番号
-----	-----	------

北九州市若松区大池町	329番1	1号
	338番3	2号
	338番1	3号
	338番48	4号
	338番39	5号
	338番2	6号及び7号
	338番49	8号
	338番51	9号

**福岡県告示第915号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	久留米立花線	八女市祈禱院68番先から 八女市祈禱院120番1先まで

**福岡県告示第916号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	竹野 志塚島線	前	久留米市田主丸町以真恵209番3 先から 久留米市田主丸町以真恵309番1 先まで	7.5 ～ 46.0	498.0
			前	久留米市田主丸町以真恵209番3 先から 久留米市田主丸町以真恵309番1 先まで	7.5 ～ 46.0	528.3
			後	久留米市田主丸町以真恵209番3 先から 久留米市田主丸町以真恵309番1 先まで	5.6 ～ 34.1	498.0

**福岡県告示第917号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	竹野 志塚島線	久留米市田主丸町以真恵209番3先から 久留米市田主丸町以真恵292番9先まで

**福岡県告示第918号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年12月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	雷山 前原線	糸島市有田224番6先から 糸島市有田217番1先まで

**福岡県告示第919号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市佐田字三足岳3844の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字三足岳3844の1（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第920号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安眞木字知京1537、字市殿屋敷1539、字岩ノ下1541

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字知京1537・字市殿屋敷1539・字岩ノ下1541（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第921号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字岩河内3991の4、3991の5

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩河内3991の4・3991の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第922号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市千手字本村581の2、586、588の2、589、595の1、596、598、599、603

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本村598、581の2・586・588の2・589・595の1・596・599（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第923号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木白木字松本200の1、200の2、201

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

耐刃防護用具ほか購入

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法

律第226号) 第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票(様式第4号)

コ 営業概要表(様式第5号)

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

シ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

ス ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿)(様式第9号)

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)

テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年12月16日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 件名及び数量

耐刃防護用具ほか購入契約  
種類および数量については仕様書による。

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一

般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年1月13日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA・A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年12月4日(金曜日)から令和3年1月12日(火曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年1月13日(水曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和3年1月14日(木曜日)午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場

で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Blade – resistant protection tools, and others

#### (2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on January 13, 2021

#### (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters

7 – 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 – 8576 Japan

Tel 092 – 641 – 4141 (Ext.2237)

#### 公告

次の加入区において平成28年12月2日福岡県告示第840号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和2年12月2日を限り消滅したため、同条第2項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 糸島加入区、福岡市西部加入区、福岡市加入区、福岡市東部加入区、新宮相島加入区、福津加入区、神湊加入区、大島加入区、鐘崎加入区、地島加入区、遠賀加入区、岩屋加入区、脇田加入区、藍島加入区、脇之浦加入区、若戸加入区、平松加入区、長浜加入区、門司加入区、新門司加入区、今津加入区、吉田加入区、曾根加入区、苅田町加入区、蓑島加入区、行橋加入区、豊築加入区、宇島加入区、吉富加入区、大川加入区、大野島加入区、上新田加入区、川口加入区、久間田加入区、柳川加入区、浜武加入区、沖端加入区、両開加入区、皿垣開加入区、有明加入区、中島・山門羽瀬加入区、大和加入区、高田加入区、新三浦加入区、三池港加入区

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉郡筑前町原地蔵字藤蔵堀2393番3、2393番5、2393番12及び2393番14から2393番20まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦36番地  
株式会社とりけん  
代表取締役 鳥飼 五男

**公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和2年11月24日	佐藤 正彦	22189	死亡

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
那珂川市大字五ヶ山、市ノ瀬地区	令和2年11月16日から 令和3年1月29日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市釈迦堂地区（大牟田市大字宮崎ほか）	令和2年11月25日から 令和3年3月19日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県の一部	令和2年8月7日から 令和3年2月26日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
3級基準点測量（2点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区一円	令和2年10月22日から 令和3年3月12日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区ほか	令和2年11月16日から 令和3年3月12日まで

**公告**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「遠賀川上流圏域河川整備計画」を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県飯塚県土整備事務所に備え置く。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町向ヶ丘一丁目1885番11及び1885番73から1885番80まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区明和町9番1号  
株式会社海王  
代表取締役 竹下 弘実

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
3次元デジタルひずみ評価システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
安武科学器械株式会社
  - (2) 住所  
北九州市小倉北区井堀三丁目8番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
62,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年9月25日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約の名称  
免許台帳ファイリングシステムサーバー及びネットワーク機器賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日  
令和2年10月29日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名  
株式会社J E C C
- (2) 住所  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
94,647,300円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告日  
令和2年9月18日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 マルシヨク空港東店

- (2) 所在地 糟屋郡志免町大字別府字角石810番16 外3筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません。
- 

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マルシヨク来春店
- (2) 所在地 朝倉市大字来春6番地の1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
届出のあったマルシヨク来春店の変更に係る事項について、特段の問題はありません。
- 

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マルシヨク不知火店

- (2) 所在地 大牟田市不知火町三丁目3番1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
変更届出書（令和2年9月2日付け）の記載どおりで問題ありません。
- 

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マルシヨク吉野店
- (2) 所在地 大牟田市大字橋1544番地の1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
変更届出書（令和2年9月2日付け）の記載どおりで問題ありません。
- 

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ダイレックス前原店
- (2) 所在地 糸島市前原西一丁目902番3 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ライフガーデン新宮中央
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見無し

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ザ・モール春日店
- (2) 所在地 春日市春日五丁目17番地

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

届出に対して、特段の意見はありません。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ春日市須玖北店
- (2) 所在地 春日市須玖北六丁目12番1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 環境課 生活環境担当

店舗周辺の都市計画法上の用途地域は、近隣商業地域であるが住居も近接して建っている状況である。また、第2種中高層住居専用地域に隣接しており、24時間営業ということもあって、駐車場等での騒音等に対する周辺住民への配慮、及び繁忙期など混雑が見込まれる際の交通整理員の配置することによる騒音発生の抑制など、騒音対策の遵守をお願いします。

近年の住民からの苦情は多様化しており、苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

## (2) 環境課 ごみ減量担当

## ア 廃棄物の処理について

- (ア) 廃棄物は、事業所の責任において処理してください。
  - a 企業内において、極力リサイクルしてください。
  - b 自家焼却処理は、しないでください。
  - c 産業廃棄物及び処理困難物については、産業廃棄物処理業者やメーカーに引き取ってもらってください。

- (イ) 一般廃棄物の処理を市に依頼する場合
- 「燃えるごみ」「ビン・カン」「陶器・金属類」「粗大ごみ」「有害ごみ」に分別し、事業所用指定袋に入れてください。粗大ごみは、粗大ごみシールを貼ってください。
  - 収集については、地区担当者や収集契約をしてください。
  - 処理施設へ直接搬入する場合は、可燃性ごみ・不燃性ごみ、それぞれの処理施設の指示に従い、処理料を支払ってください。
  - 廃棄物の置場は、分別及び収集しやすい形状、規模にしてください。
- (ウ) ごみの適正処理と減量に協力してください。
- 廃棄物のリサイクルを推進してください。
  - 簡易包装を推進してください。
  - 電気製品、家具などは、買い替え時の引き取りを推進してください。
  - トレイなどを店頭で回収するなど、ごみ減量への協力をお願いします。
  - 再生OA紙などの利用及び再生品の利用、販売を推進してください。
  - 樹木の剪定ごみ等は、緑のリサイクルセンターでの処理となります。

イ ごみの散乱防止について

- (ア) 「春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」に基づき、自動販売機を設置する場合は、空き缶・空きびんの回収容器を設置してください。
- (イ) 敷地の内外の、利用客等によるごみの散乱防止にご協力ください。

(3) 道路管理課 道路管理担当

駐車場への出入りによる道路上の交通渋滞が発生すると見込まれる日には、交通誘導員を配置するなどの交通渋滞対策をお願いします。

また、車両の出入口が新設されることについては、地元自治会と協議をしてください。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・特になし

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

那珂川市仲二丁目285番1、286番6、286番9、289番3、289番6、289番7、291番7及び305番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区向新町二丁目17番17

社会医療法人喜悦会

理事長 下川 敏弘

福岡市博多区博多駅前三丁目9番1

株式会社大賀薬局

代表取締役 大賀 崇浩

**公告**

「福岡県私立専修学校設置認可審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を

募集します。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年12月4日から令和3年1月4日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課に備えます。

公告

「福岡県私立各種学校設置認可審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を募集します。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年12月4日から令和3年1月4日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課に備えます。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、古賀市玄望園土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

令和2年12月4日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

古賀市玄望園土地区画整理組合

2 事務所の所在地

古賀市筵内1012番地

3 設立認可の年月日

平成30年1月22日

4 解散認可の年月日

令和2年11月25日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第877号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年11月25日

福岡県知事 小川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	10羽	宗像市	令和2年11月25日

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第877号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和38年福岡県規則第15号）第4条第1項の規定に基づき、家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域（移動制限区域）で移動し、又は次の区域（搬出制限区域）から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可した

ものは、この限りではない。

令和2年11月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 移動制限区域

- (1) 宗像市（池田、池田木原、池田坂名、池田桜町、池田釣山、池田柳野、池田竜王、江口、江口光星原、江口原、鐘崎、鐘崎千代川、鐘崎祓川、公園通り一丁目、上八、上八今門団地、上八中原、上八浜の上、上八平原、田野、田野石川、田野瀬戸、田野高向、田野名見、田野向田野、吉田、池浦の一部（県道97号線北西側））
- (2) 遠賀郡岡垣町（大字内浦、大字波津、大字原）

## 2 搬出制限区域

- (1) 宗像市（神湊、朝野、朝町、稲元、稲元一丁目、稲元二丁目、稲元三丁目、稲元四丁目、稲元五丁目、稲元六丁目、稲元七丁目、王丸、大井、大井台、大穂町、河東、久原、栄町、三郎丸、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、三郎丸三丁目、三郎丸四丁目、三郎丸五丁目、三郎丸六丁目、自由ヶ丘、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、自由ヶ丘五丁目、自由ヶ丘六丁目、自由ヶ丘七丁目、自由ヶ丘八丁目、自由ヶ丘九丁目、自由ヶ丘十丁目、自由ヶ丘十一丁目、自由ヶ丘西町、城西ヶ丘一丁目、城西ヶ丘二丁目、城西ヶ丘三丁目、城西ヶ丘四丁目、城西ヶ丘五丁目、城西ヶ丘六丁目、須恵、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、須恵四丁目、田久、田久一丁目、田久二丁目、田久三丁目、田久四丁目、田久五丁目、田久六丁目、田熊、田熊一丁目、田熊二丁目、田熊三丁目、田熊四丁目、田熊五丁目、田熊六丁目、武丸、土穴、土穴一丁目、土穴二丁目、土穴三丁目、土穴四丁目、東郷、東郷一丁目、東郷二丁目、東郷三丁目、東郷四丁目、東郷五丁目、東郷六丁目、名残、野坂、葉山一丁目、葉山二丁目、原町、ひかりヶ丘一丁目、ひかりヶ丘二丁目、ひかりヶ丘三丁目、ひかりヶ丘四丁目、ひかりヶ丘五丁目、ひかりヶ丘六丁目、ひかりヶ丘七丁目、日の里一丁目、日の里二丁目、日の里三丁目、日の里四丁目、日の里五丁目、日の里六丁目、日の里七丁目、日の里八丁目、日の里九丁目、平等寺、富地原、曲、光岡、緑町、村山田、用山、山田、自由ヶ丘南一丁目、大谷、泉ヶ丘一丁目、泉ヶ丘二丁目、広陵台一丁目、広陵台二丁目、広陵台四丁目、広陵台五丁目、青葉台一丁目、天平台、桜一丁目、樟陽台一丁目、樟陽

台二丁目、和歌美台、桜美台、アスティー丁目、アスティ二丁目、くりえいと一丁目、くりえいと二丁目、くりえいと三丁目、赤間一丁目、赤間二丁目、赤間三丁目、赤間四丁目、赤間五丁目、赤間六丁目、赤間文教町、石丸、石丸一丁目、石丸二丁目、石丸三丁目、石丸四丁目、徳重、徳重一丁目、徳重二丁目、陵巖寺、陵巖寺一丁目、陵巖寺二丁目、陵巖寺三丁目、陵巖寺四丁目、公園通り二丁目、公園通り三丁目、神湊井牟田、神湊中町、地島、田島、多禮、深田、牟田尻、牟田尻新屋敷、牟田尻浜久保、牟田尻牟田尻下、平井一丁目、平井二丁目、平井三丁目、三倉、赤間駅前一丁目、赤間駅前二丁目、宮田一丁目、宮田二丁目、大井南、池浦の一部（県道97号線北西側を除く）、大穂の一部（県道503号線北西側）、吉留の一部（県道29号線北側かつ県道87号線西側））

- (2) 福津市（在自、大石、小竹、小竹一丁目、小竹二丁目、勝浦、光陽台六丁目、須多田、津屋崎、津屋崎二丁目、津屋崎五丁目、津屋崎七丁目、津屋崎八丁目、手光、奴山、東福岡一丁目、東福岡二丁目、東福岡三丁目、東福岡四丁目、東福岡五丁目、東福岡六丁目、東福岡七丁目、東福岡八丁目、宮司、宮司六丁目、村山田、生家、若木台一丁目、若木台二丁目、若木台三丁目、若木台四丁目、若木台五丁目、若木台六丁目、渡、星ヶ丘、宮司元町、八並の一部（八並公民館・許斐山頂を結ぶ線より北側）、宮司ヶ丘の一部（17～30））
- (3) 遠賀郡岡垣町（大字海老津、大字黒山、大字上畑、大字高倉、大字手野、大字糠塚、大字野間、大字三吉、大字山田、大字吉木、公園通り一丁目、公園通り二丁目、公園通り三丁目、鍋田一丁目、鍋田二丁目、東高陽一丁目、東高陽二丁目、東高陽三丁目、松ヶ台一丁目、松ヶ台二丁目、松ヶ台三丁目、松ヶ台四丁目、松ヶ台五丁目、南高陽、山田峠一丁目、山田峠二丁目、旭台一丁目、旭台二丁目、旭台三丁目、旭台四丁目、旭台五丁目、旭南、高陽台一丁目、高陽台二丁目、高陽台三丁目、東松原一丁目、東松原二丁目、東松原三丁目、百合ヶ丘一丁目、百合ヶ丘二丁目、桜台、東山田一丁目、東山田二丁目、海老津駅前、中央台一丁目、中央台二丁目、中央台三丁目、中央台四丁目、中央台五丁目、中央台六丁目、野間一丁目、野間二丁目、野間三丁目、野間四丁目、野間五丁目、東高倉一丁目、東高倉二丁目、海老津駅南一丁目、海老津駅南二丁目、海老津駅南三丁目、吉木西一丁目、吉木西二丁目、吉木東一丁目、吉木東二丁目、海老津一丁目、海老津二丁目、海老津三丁目

、野間南、大字戸切の一部（県道87号線西側）  
 (4) 遠賀郡遠賀町（大字尾崎）

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同 左 番 号	ページ	欄		行	備 考	正	誤						
					上	下										
2. 7. 28	122	告 示	621	1		○		表 中	<table border="1"> <tr><td>区域の名称</td></tr> <tr><td>松崎<sup>○</sup>4丁目-2</td></tr> <tr><td>名島<sup>○</sup>5丁目-2</td></tr> </table>	区域の名称	松崎 <sup>○</sup> 4丁目-2	名島 <sup>○</sup> 5丁目-2	<table border="1"> <tr><td>区域の名称</td></tr> <tr><td>松崎<sup>●</sup>4丁目-2</td></tr> <tr><td>名島<sup>●</sup>5丁目-2</td></tr> </table>	区域の名称	松崎 <sup>●</sup> 4丁目-2	名島 <sup>●</sup> 5丁目-2
区域の名称																
松崎 <sup>○</sup> 4丁目-2																
名島 <sup>○</sup> 5丁目-2																
区域の名称																
松崎 <sup>●</sup> 4丁目-2																
名島 <sup>●</sup> 5丁目-2																
2. 11. 20	153	告 示	865	8		○		表 中	<table border="1"> <tr><td>区域の名称</td></tr> <tr><td>松崎<sup>○</sup>4丁目-1</td></tr> </table>	区域の名称	松崎 <sup>○</sup> 4丁目-1	<table border="1"> <tr><td>区域の名称</td></tr> <tr><td>松崎<sup>●</sup>4丁目-1</td></tr> </table>	区域の名称	松崎 <sup>●</sup> 4丁目-1		
区域の名称																
松崎 <sup>○</sup> 4丁目-1																
区域の名称																
松崎 <sup>●</sup> 4丁目-1																